

第 25 号 議 案

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

第 1 条 市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和32年長崎県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第 2 条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、<u>8,904</u>人とする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第 2 条 市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、<u>9,045</u>人とする。</p>

(県立学校職員定数条例の一部改正)

第 2 条 県立学校職員定数条例（昭和32年長崎県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第 3 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,776</u>人</p>	<p>(定数)</p> <p>第 3 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,794</u>人</p>

(2) 特別支援学校の職員 1,295人

(2) 特別支援学校の職員 1,300人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童生徒数等により算定される教職員定数の減に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。